

生駒市規則第30号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月9日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成5年12月生駒市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 金属を利用した製品

(11) 電化製品

第1条の3第2項第5号中「自転車、鍋その他」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。